

高齢者いきいき活動ポイント事業

高齢者の社会参加を促進するため、健康づくりや介護予防などの活動にポイントが付与しています。9月から、対象活動の拡大と付与ポイント数の引き上げを行います。

☎コールセンター(☎右記、☎504-2136)

【対象】

9月1日時点で、市内に住所がある65歳以上の人(重度障害者福祉タクシー利用助成を選択している人は除く)

【ポイント手帳の郵送】

8月末ごろ郵送します(※)

【ポイントの対象になる活動】

●健康づくり・介護予防活動／1ポイント ●特定健康診査の受診 など／2ポイント ●ボランティア活動／2ポイントか4ポイント(4ポイントは市が指定する活動に限る) など

※障害者手帳を持つ人や要介護1～5

の認定を受けている人は、ポイント手帳の交付の申し出があった場合のみ送付。希望者は右記コールセンターへ

詳しくは、市ホームページをご確認ください。

社会参加のきっかけに

活動に参加してスタンプを集め、ポイント手帳を市へ提出した人に、奨励金を支給しています。奨励金はポイント数に応じて、最大1万円(1ポイント=100円)です。



問い合わせ先 コールセンター

☎ 512-0290

(平日8:30～17:15。年末年始、8月6日は除く)

市HP ページ番号 252784



9月から対象活動の拡大とポイント数の引き上げを行います

地域コミュニティ活性化の視点から、ポイント付与の対象活動を拡大し、一部の活動の付与ポイント数を引き上げます。



対象活動	地域団体(町内会・ILMOなどの運営活動(役員会議など))	自主防災会による災害発生時の活動(避難所開設など)	子どもの居場所づくりに関する活動(こども食堂・学習支援など)
変更後のポイント数 (令和6年9月1日から)	2ポイント	4ポイント	4ポイント
現行のポイント数 (令和6年8月31日まで)	0ポイント	2ポイント	2ポイント

上限を超えるポイントを貯めた人の中から抽選で記念品を贈呈!



上限を超えるポイントを貯め、提出期限までにポイント手帳を提出した人の中から、抽選で20人に、記念品(3,000円相当のカatalogギフト)を贈呈します。

※当選者の発表は当選通知の発送をもって代えさせていただきます

地域産業を支える人材を育てるために

広島県の産業に誇りや愛着を持って地域の発展を支える人材を育成するため、中学生のキャリア教育の充実に取り組んでいます。

☎職業講話については政策企画課(☎504-2014、☎504-2029)、職場体験学習については教育委員会指導第二課(☎504-2487、☎504-2142)

経済団体と共に結成 「ひろしまキャリア教育応援団」

経済団体(広島県商工会議所、広島経済同友会、広島県経営者協会、中国経済連合会)と市、市教育委員会は、平成29年に、「ひろしまキャリア教育応援団」を創設。中学生が職業観、勤労観を育めるよう、仕事の体験や働く人と直接接する場を設けています。

職業観、勤労観を育む取り組み

同応援団は、次の二つに取り組んでいます。

●市内で活躍する社会人が講師となり、自分の仕事について直接話をする「職業講話」(下に関連記事) ●生徒が事業所などの職場で、職業や仕事の実際について体験したり、働く人々と接したりする「職場体験学習」

参加企業を募集しています

中学生の地域産業に対する見識を広めるため、多種多様な業種の企業の協力をお願いしています。詳しくは市ホームページで。

市HP ページ番号 384861



レポート

進路や将来の夢へのヒントに

6月下旬の瀬野川東中学校1年生の教室。市内で店舗やマンション、戸建住宅などの企画・設計・施工を行うMORIYASU DESIGN代表・森保良太さん(38・右写真奥)が「デザインとは何か」をテーマに職業講話を行いました。「さまざまなデザインの仕事を通じて、ものづくりの楽しさを知ってほしい」と森保さん。自身の仕事に対する思いやチャレンジすることの大切



さなどを生徒に語りかけました。熱心に聞き入っていた生徒たちは「お店や住宅など身近な場所のデザインに興味を湧いた」「森保さんのようにさまざまなことにチャレンジしたい」などと話していました。

命名権取得者を公募しています

施設の管理運営費などの財源を確保するため、55の公共施設の命名権取得者を先着順で公募しています。

☎財政課(☎504-2075、☎504-2099)

【応募資格】 次の①②のいずれにも該当する法人か個人 ①県内に本社か支店などの事業所がある。法人以外は応募者が応募団体の代表者の住所が県内にある ②その他、市が定める除外要件に該当しない

【内容・条件】 ●契約金額 年間100万円(※)以上。ただし、運動広場(戸坂・沼田は除く)・庭球場(新宮苑は除く)・市民農園は、年間50万円(※)以上

※消費税と地方消費税は除く

●呼称使用期間 原則3年間以上 ●その他 詳しい応募内容・条件などを記載した公募要項は市ホームページか財政課で

【応募方法】 公募要項に記載している各対象施設の担当課へ持参か、郵送(特定記録郵便)で

市HP ページ番号 15973



命名権取得者を公募している施設(対象とする公共施設は55施設)

●区民文化センター・区図書館の合築施設(中・西・安佐南区は除く) ●まんが図書館 ●区スポーツセンター(中・東・安佐北区は除く) ●屋内プール(総合屋内プールは除く) ●庭球場(中央庭球場は除く) ●運動広場 ●クアハウス湯の山 ●市民農園 ●植物公園大温室 ●広島駅南口地下広場大型映像表示装置 ●安佐動物公園動物科学館 ●公園 など

現在、28の公共施設で命名権を導入しています。

【●施設名称／呼称】

●文化交流会館ホール／広島文化学園HBGホール ●中央庭球場／広島翔洋テニスコート ●大町バスターミナル／大和興産大町バスターミナル

●安佐動物公園こども動物園(ぴーちくパーク)／三井のリハウス ピーちくパーク など

その他、導入している施設について詳しくは市ホームページで。

市HP ページ番号 292291

